



鳥取県公報

平成 30 年 6 月 22 日 (金)
号外第 66 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県鳥取空港管理事務所の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則 (54) (人事企画課) 3
	鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (55) (〃) 7
◇ 訓 令	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (10) (政策法務課) 9
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (11) (職員支援課) 10
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (12) (庶務集中課) 11
◇ 人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (14) (給与課) 13
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (15) (〃) 14
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (16) (〃) 15

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県鳥取空港管理事務所の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取空港について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定による公共施設等運営権を設定することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

県土整備部の地方機関の鳥取県鳥取空港管理事務所を廃止する。

(2) 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正

空港の施設の利用時間の決定等空港管理事務所の長の権限としていたものは知事が行うものとし、公共施設等運営権を設定する場合には、当該権限は運営権者が行うものとする。

(3) 鳥取県会計規則の一部改正

出納機関及び分任出納員に委任させる事務を定めた別表の規定中、鳥取県鳥取空港管理事務所に係る部分を削る。

(4) 施行期日は、平成30年7月1日とする。

◇鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

産業の振興、子育て支援、移住の促進等の県の施策と一体的に行う必要のある職業紹介及び県の産業界に必要な人材の確保に取り組む体制を全県に整備するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 商工労働部雇用人材局に鳥取県立鳥取ハローワークを新設し、無料の職業紹介に関する事務等を所掌させる。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県会計規則の一部改正

商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワークをみなし出納機関とし、その出納員を定める。

(3) 施行期日は、平成30年6月30日とする。

規 則

鳥取県鳥取空港管理事務所の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

鳥取県鳥取空港管理事務所の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第10節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第11節 県土整備部の所管に属する機関</p> <p style="padding-left: 40px;">第1款 県土整備事務所(第139条—<u>第142条</u>)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第2款</u> 略</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第3款</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第12節～第14節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(県土整備部各課の所掌事務)</p> <p>第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">県土総務課～治山砂防課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">空港港湾課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(5) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) <u>鳥取空港</u>、港湾事務所及びみなとさかい交流館に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(7) 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第10節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第11節 県土整備部の所管に属する機関</p> <p style="padding-left: 40px;">第1款 県土整備事務所(第139条・<u>第140条</u>)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第2款</u> <u>空港管理事務所</u>(第141条・<u>第142条</u>)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第3款</u> 略</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第4款</u> 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第12節～第14節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(県土整備部各課の所掌事務)</p> <p>第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">県土総務課～治山砂防課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">空港港湾課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(5) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) <u>空港管理事務所</u>、港湾事務所及びみなとさかい交流館に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(7) 略</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第2款</u> <u>空港管理事務所</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第141条</u> <u>空港管理事務所</u>を次のとおり置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取空港管理事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取県鳥取空港管理事務所	鳥取市
名称	位置				
鳥取県鳥取空港管理事務所	鳥取市				

<p><u>第141条及び第142条</u> 削除</p> <p style="text-align: center;"><u>第2款</u> 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第3款</u> 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p><u>第142条</u> 空港管理事務所は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第2条の規定により設置された空港の管理に関する事務を所掌する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第3款</u> 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第4款</u> 略</p>
---	---

(鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第1条の2 空港の施設の利用時間は、空港の運用時間を踏まえて<u>知事</u>が定める。</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第1条の2 空港の施設の利用時間は、空港の運用時間を踏まえて<u>所長</u>（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第141条の規定により設置された空港管理事務所の長をいう。以下同じ。）が定める。</p>
<p>(運用時間内の空港の施設の利用の届出)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による届出は、様式第1号による届出書を<u>知事</u>に提出してしなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により届出書を提出することができないときは、電話又は電信により届け出ることができる。</p>	<p>(運用時間内の空港の施設の利用の届出)</p> <p>第2条 条例第4条の規定による届出は、様式第1号による届出書を<u>所長</u>に提出してしなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により届出書を提出することができないときは、電話又は電信により届け出ることができる。</p>
<p>(運用時間外の空港の施設の利用の許可の申請)</p> <p>第3条 条例第4条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の2による申請書を<u>知事</u>に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により申請書を提出することができないときは、電話又は電信により申請することができる。</p>	<p>(運用時間外の空港の施設の利用の許可の申請)</p> <p>第3条 条例第4条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の2による申請書を<u>所長</u>に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により申請書を提出することができないときは、電話又は電信により申請することができる。</p>
<p>(重量制限を超える航空機による空港の施設の利用の許可の申請)</p> <p>第3条の2 条例第5条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の3による申請書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(重量制限を超える航空機による空港の施設の利用の許可の申請)</p> <p>第3条の2 条例第5条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の3による申請書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p>

<p>(車両の運転等の許可の申請)</p> <p>第4条 条例第8条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(制限区域に立ち入ることができる者)</p> <p>第5条 条例第9条第1項ただし書の知事が制限区域への立入りの必要があると認めた者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>知事が別に定める者</u></p> <p>(爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯等の許可の申請)</p> <p>第6条 条例第10条第2号の規定による許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(裸火の使用の許可の申請)</p> <p>第7条 条例第10条第4号の規定による許可を受けようとする者は、様式第4号による申請書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(土地等の使用の許可の申請)</p> <p>第8条 条例第11条の規定による許可を受けようとする者は、様式第5号による申請書又は申込書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(空港内営業の許可の申請)</p> <p>第9条 条例第12条の規定による許可を受けようとする者は、様式第6号による申請書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(運営権者による運営)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項に規定する場合においては、この規則<u>(前2条及び次項を除く。)</u>の規定に基づく<u>知事</u>の権限は、運営権者が行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(車両の運転等の許可の申請)</p> <p>第4条 条例第8条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(制限区域に立ち入ることができる者)</p> <p>第5条 条例第9条第1項ただし書の知事が制限区域への立入りの必要があると認めた者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、<u>所長が立入りの必要があると認めた者</u></p> <p>(爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯等の許可の申請)</p> <p>第6条 条例第10条第2号の規定による許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(裸火の使用の許可の申請)</p> <p>第7条 条例第10条第4号の規定による許可を受けようとする者は、様式第4号による申請書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(土地等の使用の許可の申請)</p> <p>第8条 条例第11条の規定による許可を受けようとする者は、様式第5号による申請書又は申込書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(空港内営業の許可の申請)</p> <p>第9条 条例第12条の規定による許可を受けようとする者は、様式第6号による申請書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(運営権者による運営)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項に規定する場合においては、この規則の規定に基づく<u>所長</u>の権限は、運営権者が行うものとする。</p> <p>3 略</p>
---	---

(鳥取県会計規則の一部改正)

第3条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県八頭県土整備事務所	建設総務課の課長補佐
略	

別表第1の2（第6条関係）

- 1 略
- 2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
鳥取県鳥取港湾事務所	港湾施設に係る使用料の一部の収納に関する事務
略	

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県八頭県土整備事務所	建設総務課の課長補佐
鳥取県鳥取空港管理事務所	次長
略	

別表第1の2（第6条関係）

- 1 略
- 2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
鳥取県鳥取港湾事務所	港湾施設に係る使用料の一部の収納に関する事務
鳥取県鳥取空港管理事務所	空港施設に係る使用料の一部の収納に関する事務
略	

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(課及び課内室等の設置)				(課及び課内室等の設置)			
第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。				第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。			
部局	部内局	課	課内室等	部局	部内局	課	課内室等
略				略			
商工	略			商工	略		
労働部	雇用人材局	略		労働部	雇用人材局	略	
	材局	産業人材課	高度技能開発室		材局	産業人材課	高度技能開発室
		鳥取県立鳥取ハローワーク					
		略				略	
略				略			
(商工労働部各課の所掌事務)				(商工労働部各課の所掌事務)			
第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。				第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。			
商工政策課～雇用人材局産業人材課 略				商工政策課～雇用人材局産業人材課 略			
<u>雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク</u>							
(1) <u>無料の職業紹介に関すること。</u>							
(2) <u>県内企業の人材の確保に関すること。</u>							
(3) <u>県立ハローワークの総合調整に関すること。</u>							
雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略				雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略			
(職制及び職務)				(職制及び職務)			
第156条 略				第156条 略			
2～4 略				2～4 略			
5 前項に規定するもののほか、総合事務所、県税事務所、農林事務所及び県土整備事務所(以下「総合事務所等」という。)の内部組織に、それぞれその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。				5 前項に規定するもののほか、総合事務所、 <u>建築住宅事務所</u> 、農林事務所及び県土整備事務所(以下「総合事務所等」という。)の内部組織に、それぞれその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。			

6～11 略	6～11 略
--------	--------

(鳥取県会計規則の一部改正)

第 2 条 鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第 2 条第 3 号及び別表第 1 の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">生活環境部くらしの安心局消費生活センター</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワークの課長補佐</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		生活環境部くらしの安心局消費生活センター	生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長	商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク	商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワークの課長補佐	略		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第 2 条第 3 号及び別表第 1 の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第 5 条第 2 項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">生活環境部くらしの安心局消費生活センター</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		生活環境部くらしの安心局消費生活センター	生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長	略	
略															
生活環境部くらしの安心局消費生活センター	生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長														
商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク	商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワークの課長補佐														
略															
略															
生活環境部くらしの安心局消費生活センター	生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長														
略															

附 則

この規則は、平成30年 6 月 30 日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第10号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 6 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東部振興課、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、<u>鳥取県立鳥取ハローワーク</u>、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東部振興課、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、平成30年 6 月 30 日から施行する。

鳥取県訓令第11号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東部振興課、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、<u>鳥取県立鳥取ハローワーク</u>、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東部振興課、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、砂丘事務所、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この訓令は、平成30年6月30日から施行する。

鳥取県訓令第12号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）					
被服の交付を受け る職員	品目	標 準 員数	標 準 使 用 期 間 (月)	備 考	被服の交付を受け る職員	品目	標 準 員数	標 準 使 用 期 間 (月)	備 考	
略					略					
八頭 県土 整備 事務所	略				八頭 県土 整備 事務所	略				
	2 河川砂 防課の職 員のうち 常時現地 で業務に 従事する 職員	作業服（上 衣） 作業服（夏 上衣） 作業服（ズ ボン） 作業服（夏 ズボン） 雨合羽 長靴 キャラバン シューズ 安全靴 防寒服	2 2 2 2 1 1 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36 36 36			2 河川砂 防課の職 員のうち 常時現地 で業務に 従事する 職員	作業服（上 衣） 作業服（夏 上衣） 作業服（ズ ボン） 作業服（夏 ズボン） 雨合羽 長靴 キャラバン シューズ 安全靴 防寒服	2 2 2 2 1 1 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36 36 36
					鳥取 空港 管理 事務所	1 常時現 地で空港 管理業務 に従事す る職員	作業服（上 衣） 作業服（夏 上衣） 作業服（ズ ボン） 雨合羽 長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	
						2 国際会 館案内業 務に従事 する職員	ジャケット スカート ズボン ベスト	1 1 1 1	60 60 60 60	

略							リボン	1	60	
							夏スカート	1	60	
							夏ズボン	1	60	
							長袖シャツ	1	60	
							半袖ジャ	1	60	
							ケット			
							半袖シャツ	1	60	
略						略				

附 則

この訓令は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月22日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第14号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職		区分			
知事の 事務部 局	略			略			
	地方	略			略		
	機関	県土整備	略		略		
		事務所	用地専門員		5種		
略							
略				略			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
略				略			
備考				備考			
1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。 (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、くらしの安心局消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、 <u>雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク</u> 、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学の職 (2)～(7) 略				1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。 (1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、くらしの安心局消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学の職 (2)～(7) 略			
2 略				2 略			

附 則

この規則は、平成30年6月30日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年7月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月22日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、 <u>第3条</u> 関係）			別表（第2条関係）		
機 関		職 員	機 関		職 員
略			略		
知 事 の 所 務 部 局	略		知 事 の 所 務 部 局	略	
	県土整備事務 所	所長 副所長 課長 室長 参 事 課長補佐（庶務又は庁舎管 理に関する事務を行う課長補佐 に限る。）		県土整備事務 所	所長 副所長 課長 室長 参 事 課長補佐（庶務又は庁舎管 理に関する事務を行う課長補佐 に限る。）
	略			鳥取空港管理 事務所	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月 22 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第16号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後										改正前															
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																									
組織		職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	組織		職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事 の 事務 部 局	略																								
	略																								
	とっとり賀露か にっこ館																								
	略																								
備考		略																							

附 則

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。